砂村新左ヱ門の出身地について

山 内 和 子*

Historical Materials on the Birthplace of Shinzaemon Sunamura, Constructor of the New Rice Paddies at Uchikawa-shinden

(With 3 figures)

Kazuko YAMAUCHI*

内川新田の開発者である砂村新左ェ門については、現在あまり詳しいことは知るよしもないのである。まして新左ェ門の出身地となると、新編相模国風土記稿が伝える「摂津大阪上福島の人」ということが定説となっているようである。がここに、上福島出身であるということを改めねばならない史料が発見されたので紹介したいと思う。

昭和40年1月中旬筆者の伯父福井県鯖江市前教育長高橋亮三所蔵するところの越前藩「御家御代々記」別名片聾記異本の中の三代忠昌公――法名を、隆芳院殿前参議郭翁貞真大居士――の末尾に記された史料によるのである。

この片聾記は元文2年 (1737) に編されて越前藩の史書として広く読まれているものである。 次に片聾記異本に記されている出身地についてみたいと思う。

一 鎌倉に御屋鋪一ヶ所御立山一ヶ所有之候鎌倉よりは七里斗り有之鎌倉郡之内川砂村と申所まて当御代に元祖新左ヱ門と申者指上候子孫新三郎新四郎両家に分れ罷在候而新田三千石之致支配 御代官所ニ候新左ヱ門は越前砂畑村之者ニテ三国へ罷出唯今木場と申も此新左ヱ門筑立候由其後黒舟運上請負任三国は妻腹之倅へとらせ大阪に数年罷在候処黒船運上相止申故願申上諸国に新田を見立江戸近ニ而も夥数新田取立干今支配仕毎年江戸へ罷出上納申候本庄筋新地筑地多致大名中方、へ差上御家にも干今在之候其辺炮録新田ト申候然共何之御用ニ不相立海之中に先年迄ハ傍示杭在之候段、筑地ニ成申積之処波之模様ちがい 結句浜かけ湖入等に成申候御屋敷は小砂之浜ニ而小松所、ニ有之松も生立申様子ニ而無く畑抔ニも成不申何之御用にも不相立二丁四方斗リハ在之間敷相見得候地境は相見へ申由其辺登之所有之灰砂原ニ候御立山ハ元来酒井讃岐守殿領分佐原村之山を永請之様に致置候を指上数十年下刈抔の余斗を以本銭八百文ツム佐原村名主九郎左エ門へ相渡し年々請取手形を取置申趣ニ候近年本銭六貫百二十四文ニ而買居ニ致其代銀九郎左衛門請取申手形有之候山の名ハ廉山ト申八反有之由何茂請取之手形諸書物ニも松平兵部大輔様御立山預り主新三郎新四郎ト両人ゟも認遣し九郎左エ門ゟも認遣申躰

右之趣は享保八亥年江戸ゟ罷帰り候役人へ御家老中被仰渡数十年之儀候得ハ両人致押領我物 よ致取扱申趣ニ候処致見分相考可申旨次ニ御立山を金子指出し請負切申度ト江戸町人願申儀も 有之候左様ニ被仰付候而も指支申事も無之哉又右両人へ申付為伐候而金子之分量も承可申由御 謝届等も被成方有之候哉旁彼地へ罷越暫致逗留吟味可申由ニ而罷越候処中、押領之躰曽而無之 仮初ニも小百姓共、御山御屋敷と申習右請書付ニも右之通り有之候御屋敷ニハ切申松も無之候 御山ニも松丸太七百本程可有由両人申候両人へ請負候而金子も可指上哉申渡候処兎角人夫多掛り申故金子之儀指上候事ハ少分之儀ニ候然共江戸ニ而御買上被成積に而人夫御雇為御伐運賃ニ 而御取寄被成候ハ、少、御徳用可有之積り惣木七百本之儀其上跡へ苗木杯為植候得ハ猶以御入 用多懸り申事ニ候万一江戸町人へ被仰付候而ハ数代支配被仰付候処迷惑至極被存候間少々之損失ハ不苦両人へ被仰付候様ニと願書指出則江戸へも申達御国ニ而も委細申達候諸書付写も差出

^{*} 横須賀市立桜台中学校

候尤願状も指出し申処両人数年神明なる仕方之由ニ而御立山為御切候事ハ相止申候右両人毎 江戸へ罷出上納其外御大名方へも其類有之近年迄毎年江戸御屋敷へ罷出相応ニ御取扱有之候其 後御承知無之躰之御取扱ニ付近年ハ不罷出由申候相考しニ先年ハ定府役人有之能存候ニ付取扱 申候

近年は壱年詰之者斗故鎌倉ニ御立山有之ト申事も志可志可不存躰故ト存候為伐候ニ付而ハ御断之儀両人も決而不及事ニ候得共名主方へ参り可承由申候而九郎左ヱ門へ右の段申候得バ幸代官中嶋長右ヱ門浦之郷ニ居申用事有之参り候而右委細可申請由開候ハ翌日両人ニ九郎左ヱ門申候ハ御立山為御伐可被成由ニ候御断被仰ニハ及まじきやと長右ヱ門へ承候へバ急度御断りに者不及候達候趣致承知居候間御勝手次第御伐被成候而不苦段新三郎新四郎へ申候様ニト長右ヱ門申候由右御立山一ケ所御屋敷一ケ所ハ新左ヱ門新田仕立申ニゟ隆芳院様ゟ御金拝借仕其代ニ両所指上候様ニ及承候元来殊の外蒙御意を御書も被下所持仕候得共中古居宅致焼失候節失ひ申由両人申候其後旧記御買上被成候ト相見へ代金請取証文ニ御屋敷山之儀委細書入たる留帳有之候右拝借金を以てたて次申候哉

一 鎌倉御屋敷幷御立山隆芳院被召上候様子砂村之者共申しニゟ隆芳院様御代夜話ニ記し其後旧 記ヲ見申処

大安院様御代さ年号ニも其写大概

御屋輔七拾壱間四方 西ハ田境 東北南境目杭

代金五拾両

两 人 判

付箋

付箋

寛文二寅極月廿六日

砂村新左ヱ門判 新右ヱ門判

寛文三卯年正月廿五日永代売券状写右薪可仕と買置候を就御用買取ニ而指上御預ケ被成候由文 言有之尤木数も記

一 今度御立山之儀江戸町人請申度段願申達ニ付私共両人も願存候へ、願可申上由被仰渡候代銀相積り可奉願儀ニ候得共町人申積り金と過分ニ不足仕候得共御預ケ豪申様存念之様ニ可被思召ト相積り難指上ト奉存候代と御預ケ被成候私共罷在候而外と之者請申候而ハ外分ト申迷惑仕候間少々之損分ニ御座候ハ、私共へ被仰付候様ニ奉願候儀ニ御座候右之趣御代と相勤申者之儀ニ御座候間御了簡被成下候様奉願上候以上

享保八年卯四月

相州三浦郡内川砂村新田

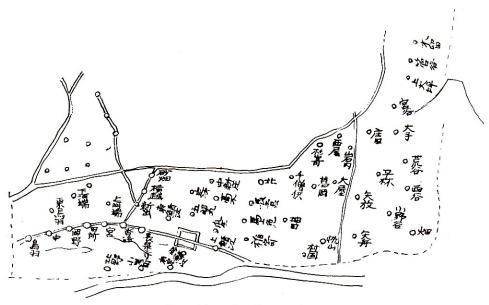
新 三 郎 判

伊藤作右ヱ門様

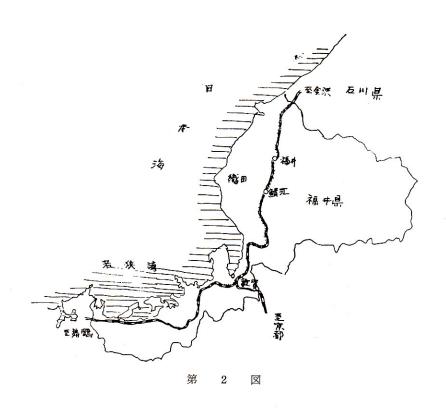
右願書御国へ持参芦田右ヱ門, 狛伊勢, 本多修理列座鈴木忠左ヱ門指添出_御座所ニ_右之段ニ委ク申達候然ル処右願書請書付忠左ヱ門手前ニ指置候ヤ其後有所不レ知江戸詰番之奉行留森儀右ヱ門方へハ右之品と不残写指越候処江戸にも右書付写し無之由右顧書末代之証拠ニ可罷成ニ候処おしき事と申候此等之趣ニ而致押領我物ニ致ハ不審

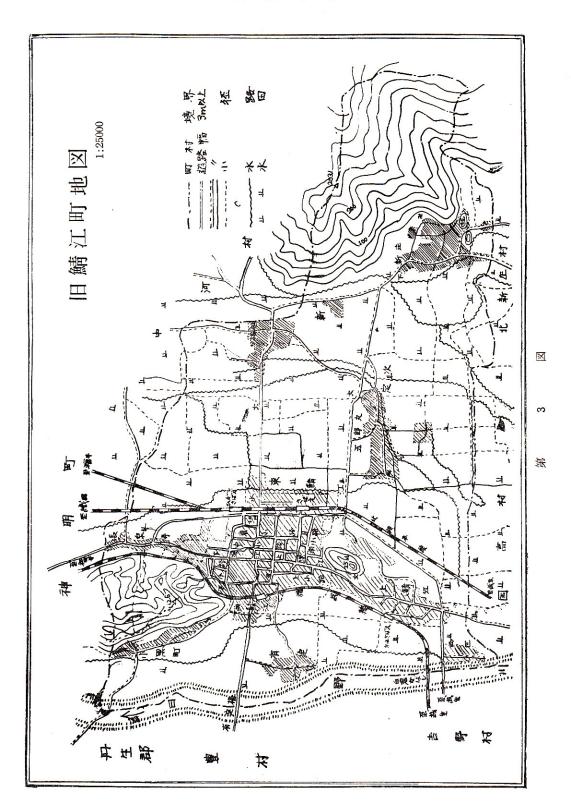
以下欠

新左エ門は越前砂畑村の者といわれている。この砂畑村については、現在鯖江市内にあり新地区として、合併前には新横江村として今立郡新横江村の東北に位置して新村といったといわれているのである。福井県郷土史家斎藤三郎兵衛氏による「ふるさとの歴史」の中に「其の頃は越前上領に分れ、上領は木村常陸守、下領は福井藩家老長谷部藤五郎であった。下新庄は上領、横越は下領に



第1図 越前名蹟考





属して居ったが、此の両村の間に砂河原があって葦が生い茂り、通行も困難し、土地も荒廃して居ったのを、前記竜田の子が長谷部藤五郎に願い出て、この砂河原一面を貰い下げ領主より新村と云う名を付けて貰った。而して新兵エと云う名も貰ったそうである。従って此村を砂畠村とも云った。福岡家に伝わる太閤検地の記録によれば、砂畠村新兵エとあり此村の地高百八十石は全部新兵エの私有となっている」とある。地図参照。

砂村新左ェ門が、福井三代の信任を得て、お金を拝借し、新田開発を行ったことは、砂畑村の福岡新兵エと福井藩との関係からすれば、新左エ門との関係も知れようと思うのである。そして、黒舟運上請負をしていた大阪一摂津国上福島一の人となったことは関東と関西という、距離的な差を強く感じさせるものである。

摂津国上福島の人であることを伝えている「新編相模風土記」は凡例にも書かれている「文化七年地誌編修の命ありて,天保元年に至り,武蔵国風土記稿を成し繕写上進す,継て相模国地誌編纂の命ありて両局を開き稿を起す,今茲天保十二年辛丑に至て其稿成る」といわれるように,年代的には新しいものである。三浦郡の稿は「天保五年に稿成る」といい,今から142年前のことである。新田が完成した寛文7年からすると155年後である。このように距離的な差や時代の流れ,それに加えて,史料の焼失ということなどが原因して,砂村新左ェ門の出身地に関する記録が誤り伝えられたものと思うのである。